平成23年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	7	府省庁名厚生労働省
対象	税目	未定(関係のある税)
要項目		予防接種法の改正に伴う所要の税制措置
要望(概		昨年発生した新型インフルエンザ(A/H 1 N 1)のまん延を防止するため、臨時応急的に国の予算事業として ワクチン接種を実施したところであるが、これを契機として、予防接種の在り方を全面的に見直すべきとの意見か 多数寄せられた。 これを踏まえ、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種をとりまく様々な問題に対応する べく、わが国の予防接種施策全般について議論を進めているところである。
		今後、予防接種部会における議論の状況等を踏まえて、平成23年通常国会に改正法案を提出する場合は、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。
関係	条文	
減. 見辺		(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位:百万円)
要望		(1) 政策目的 予防接種等をめぐる昨今の環境の変化に対応するため、予防接種制度全般について見直しを検討することが必要である。 このため、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会がとりまとめた「予防接種制度の見直しについて(第一次提言)」において、以下に提示した事項を中心に、予防接種法の在り方について、抜本的に見直すべきとの意見がとりまとめられたところである。 (1)予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方 (2)予防接種に関する情報提供のあり方 (4)接種費用の負担のあり方 (5)予防接種に関する評価・検討組織のあり方 (6)ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方 今後、これらを踏まえ、平成23年通常国会に改正法案を提出する場合は、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。 (2) 施策の必要性 今後、予防接種部会における議論の状況等を踏まえて、平成23年通常国会に改正法案を提出する場合は、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。
対応縮源	する	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを 推進すること 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な医療等を確保 すること 5 一 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
	政策の 達成目標	
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の 達成状況	_
有	要望の措置の 適用見込み	_
有 効 性 	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置により、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を 予防することにつながる。
	要望の措置の 妥当性	_
	ページ	7—2

税負担軽減措置等の 適用実績	_
税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	_
これまでの要望経緯	なし
ページ	7—3